

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年1月27日同意した。

平成23年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

市 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修）南郷地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）加登地区